

## 一般社団法人 長崎県薬剤師会 役員選出規則

### (趣旨)

第1条 長崎県薬剤師会の理事及び監事の選出は、定款に定めるもののほか、本規則によって行う。

### (役員候補者)

第2条 役員候補者は、理事候補者及び監事候補者とする。

- 2 理事候補者の定数は、各地区・職域の正会員数に応じ、別表のとおりとし、監事候補者は、正会員の中から1名（以下、「会員監事」という。）、正会員以外の県内在住で会計の専門家1名（以下、「外部監事」という。）とする。
- 3 理事候補者及び会員監事は、立候補によるものとする。
- 4 地区・職域における理事候補者が定数に満たぬ場合は、立候補者を理事候補者とし、定数までの候補者を当該地区・職域の長が推薦することができる。
- 5 地区・職域における理事候補者が定数を超える場合は、選挙により候補者を決定する。
- 6 役員選出選挙後に、候補者が定款第31条に定める定数の上限に満たぬ場合は、理事候補者の合議により候補者を推薦することができる。
- 7 理事候補と監事候補の両候補者として、同時に立候補することはできない。

### (選挙管理委員会)

第3条 役員候補者選出選挙の事務管理は、一般社団法人 長崎県薬剤師会 代議員選出規則第4条に規定する選挙管理委員会（以下、「選挙管理委員会」という。）が行う。

### (選挙の告示)

第4条 会長は、理事会の議決によって、正会員に対し、役員候補者選出選挙及び選挙期日を告示する。

- 2 前項の告示は、役員選出選挙の30日前までに発行する本会の会報又はホームページにより、これを行う。ただし、緊急を要する場合は、理事会の決議によって、別段の方法によることができる。

### (選挙人及び選挙人名簿)

第5条 役員候補者選出選挙の選挙人は、正会員とする。

- 2 正会員は等しく役員を選挙する権利を有するものとする。ただし、選挙期日の60日前までに入会の承認を受けた会員でなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、前各項に基づく選挙人名簿を本会に備え置き、正会員の閲覧に供するものとする。

### (被選挙人の資格)

第6条 役員候補者選出選挙の被選挙人（以下「立候補者」という。）は、選挙人としての資格を有する者でなければならない。ただし、監事のうち外部監事についてはこの限りでない。

### (立候補の届出)

第7条 立候補の届出期間は概ね2週間とし、選挙を行う日の15日前までに、別に定める文書により、別に定める書類を添えて、選挙管理委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出の受付けは、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、本会の事務所において行う。

3 郵送による届出は、締切日時までに、本会の事務所に到着したものをもって有効とする。

(立候補の辞退)

第8条 立候補を届け出た者は、選挙期日の5日前までに、所定の立候補辞退届出書を選挙管理委員会に提出することにより、立候補を辞退することができる。

(候補者の推薦)

第9条 選挙管理委員会委員長は、地区・職域における理事候補者が定数に満たぬ場合は、地区・職域の長に定数内の候補者の推薦を依頼する。

2 候補者の推薦依頼を受けた地区・職域の長は、候補者を選挙管理委員会委員長あて推薦する。ただし、推薦する候補者がいない場合はその旨を報告する。

(立候補者の公示・報告及び推薦)

第10条 選挙管理委員会委員長は立候補者が確定した場合、速やかに各地区・職域立候補者名を会長及び地区・職域へ報告するとともに、本会会報又はホームページにより公示しなければならない。

2 定数に満たない地区・職域においては、候補者を役員候補者選出選挙の締切日までに推薦することができる。

(候補者の責務)

第11条 役員候補者選出選挙を行うにあたっては、立候補者及び正会員は、本会の社会的使命を自覚し、伝統と名誉を損なうことのないよう、その品位と節度を堅持しなければならない。

(選挙の方法)

第12条 理事候補者選出選挙は、各地区・職域定数候補者を第5条3項に定める選挙人名簿に登録されている地区・職域正会員の無記名投票により行う。

2 選出選挙期間は概ね2週間とする。

3 正会員の監事は、全正会員による投票とする。

4 前項の投票は、郵送された所定の投票用紙による郵便投票とする。

5 前項の郵便投票は、正会員に投票用紙が届いたときから選出選挙の期日までに行い、選出選挙の締切日の消印は有効とする。

(投票の方法)

第13条 正会員は、所定の定数内の者を郵便投票により行う。

2 選挙管理委員会は、郵便による投票用紙を整理保管し、管理する。

3 選挙管理委員会は、投票締切日をもって投票の受付を終了する。

4 第2項の郵便による投票用紙は、投票締切日が経過するまで開封してはならない。

(開票立会人)

第14条 選挙管理委員会は、あらかじめ正会員の中から開票立会人として指名し、開票に立ち会わせることができる。立候補者は、開票立会人になることはできない。

(無効投票)

第15条 次の投票は、無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの、又は所定の記載方法によらないもの。
- (2) 前号以外の事項は、選挙管理委員会の委員長が、選挙管理委員会の委員の意見を聞いて、有効、又は無効を判定する。

(開票)

第16条 開票は、選挙管理委員会が開票事務を行う。

- 2 選挙管理委員会は、投票総数を確認し、有効投票を確定する。
- 3 無効投票の判定は、前条に基づき選挙管理委員会の委員長が行う。
- 4 選挙管理委員会の委員長は、開票結果を開票録に記載しなければならない。

(当選者等の決定と報告)

第17条 各地区・職域における当選者は、それぞれ得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者とする。ただし、得票数が同数のため定数を超える場合はくじ引きにより選任するものとする。

- 2 選挙管理委員会の委員長は、開票録に基づき、当選者を決定し速やかに会長に報告する。
- 3 選挙管理委員会の委員長は、地区・職域から推薦された候補者を会長に報告する。

(選挙結果の告示)

第18条 会長は、前条の報告に基づき、選挙結果を立候補者に、また、地区から推薦された候補者に書面をもって通知する。

- 2 会長は、正会員に対し、前項の選挙結果及び地区推薦による候補者を本会の会報及びホームページに掲載して報告する。

(選挙録の作成及び保存)

第19条 選挙管理委員会の委員長は、選挙の経過及び結果を記載した選挙録を作成し、開票録を添えて会長に提出する。会長はこれを5年間保存しなければならない。

(理事候補者による合議)

第20条 理事候補者が定款第31条に定める定数の上限に満たない場合において、理事候補者による合議により理事候補者を推薦することができる。

- 2 正会員の監事が、定数に満たない場合には、理事候補者による合議により候補者を推薦する。
- 3 外部監事は、理事候補者による合議により候補者を推薦する。

(役員の選任)

第21条 会長は、定款第20条の規定に基づき、役員候補者選出選挙によって選出された役員候補者、地区・職域推薦による候補者及び理事候補者合議による候補者を総会

議案に上程し個別に信任を受け、信任を受けた者を理事及び監事に選任する。

2 候補者が、定款第31条に定める定数を超えない場合は信任投票とし、定数を上回る場合には、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(規程の制定及び改廃)

第22条 この規則の制定及び改廃は、理事会の決議を経て決定する。

附 則

1 本規則は、平成24年12月9日から施行する。

附 則

2 本規則は、平成26年4月20日から施行する。

附 則

3 本規則は、平成28年7月10日から施行する。

別 表

地 区	定 数	備 考	地 区	定 数	備 考
長 崎	10		五 島	1	
佐 世 保	3		壱 岐・対 馬	1	
諫 早	2		病 薬	2	
島 原	2		大 学・行 政	1	
大 村 東 彼	2		計	25	
県 北	1				